

**砺波市消防団若林分団器具置場建設工事に伴う設計施工監理業務（DB方式）
公募型プロポーザル実施要領**

この実施要領は、砺波市消防団若林分団器具置場建設工事を発注する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名称

砺波市消防団若林分団器具置場建設工事に伴う設計施工監理業務（DB方式）（以下「本業務」という。）

2 業務目的

砺波市（以下「本市」という。）は、これまでに、火災、台風、地震などの災害時、地域防災の要として消火活動、避難誘導、人命救助活動を行う、消防団の活動拠点となる消防団器具置場を設計施工分離発注方式で建設している。

本業務は既存建物の解体、消防団器具置場の設計、施工及び監理を一体的に発注するにあたり、合理的な計画案や設計施工費等の提案を公募し、最も適切な事業者を選定することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

4 施工場所

旧若林公民館 砺波市狐島182-1

5 設計施工費

金74,899,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。（上限額を超える提案は受け付けない）

6 業務内容

別紙「砺波市消防団若林分団器具置場整備工事要求水準書」に記載のとおりとする。

なお、本プロポーザルにおいて優先交渉権者となった事業者の企画提案内容に基づき協議を行い、最終的な仕様を定めるものとする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度の砺波市入札参加資格（市内建築一式工事Aランク）を備えていること。
- (2) 砺波市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

8 スケジュール

項目	期日
実施要領等の公表	令和8年6月 1日(月)
参加申込書の提出期限	令和8年6月12日(金)午後5時
質問書の提出期限	令和8年6月24日(水)午後5時
質問に対する回答	令和8年7月 1日(水)までに掲載
企画提案書の提出期限	令和8年7月15日(水)午後5時
プレゼンテーションの開催	令和8年7月15日～25日
選定結果の通知	審査後、速やかに
契約締結	令和8年7月下旬～8月上旬

9 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

応募する事業者は次のとおり参加申込書を(様式1)を提出すること。

ア 提出期限

令和8年6月12日(金)午後5時

イ 提出場所

〒939-1328 砺波市大辻501番地
砺波消防署警防係

ウ 提出方法

持参とする。

※土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの時間帯に提出すること

(2) 質問の受付及び回答

別紙水準書等に関して質問がある場合は、指定した期間内に質問書(様式2)を電子メールにより提出すること。

ア 受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月24日(水)の午後5時まで

イ 提出先メールアドレス

宛先 砺波消防署 警防係

fs-tonami@fire.tonami.toyama.jp

件名:「若林分団器具置場公募型プロポーザル質問書(会社名等)」

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月1日(水)にホームページに掲載する。

10 企画提案書の提出(企画提案書作成前に現地確認等が必要な場合は申し出ること)

企画提案書は、9に定める参加申込書を提出した者のみが提出できるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月15日(水)午後5時

(2) 提出場所

〒939-1328 砺波市大辻501番地
砺波消防署警防係

(3) 提出方法

持参とする。

※土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの時間帯
に提出すること

(4) 提出書類

- ア 企画提案書表紙(様式3)
- イ 会社概要書(様式4)
- ウ 企画提案書(任意様式・A4判)
文章での記載のほか、簡潔な図面、パース図等を用いた提案とすること。
- エ 業務実施体制調書(様式6)
- オ 工程表(任意様式)
- カ 見積書(様式7)

(5) 提出部数

各7部

1.1 審査方法

優先交渉権者は、以下の要領で選定する。

(1) 選定方法

参加資格条件を満たす事業者について、砺波市消防団若林分団器具置場建設工事に伴う設計施工監理業務(DB方式)公募型プロポーザル選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえた審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答

- ア プレゼンテーションを踏まえた審査は、令和8年7月15～25日に実施する。時間及び場所については、別途通知する。
- イ プレゼンテーションは提出資料を用いて15分間以内で行うものとし、その後、質疑応答(10分間以内)を行うものとする。
- ウ プレゼンテーションに参加できる者は3人までとする。なお、本業務を担当する責任者の参加は必須とする。

- エ プレゼンテーション会場には、パーソナルコンピューターを接続できる大型ディスプレイを用意する。
- オ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

(3) 評価基準及び配点

プレゼンテーションを踏まえた審査では、次の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	本業務を迅速かつ正確に実行するための体制・人員が確保されているか	15点
業務の理解度	本業務の目的や内容が十分に理解されているか	20点
提案内容	要求水準書に対しての着眼点・分析力が優れているか	15点
	合理的かつ現実的な工程となっているか	20点
業務経費	適正かつ妥当な見積価格となっているか	30点
合計		100点

(4) 結果通知

審査結果については、後日すべての提案者に電子メールにより結果のみを通知する。また、契約締結後、選定結果をホームページにおいて公表する。(優先交渉権者以外の提案者名は公表しない)

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は受付けない。

1.2 契約手続

優先交渉権者は、提出した企画提案書に基づいて本市と協議し、最終的な仕様を定め、随意契約により本市と契約を締結するものとする。

ただし、協議が不調となり契約の締結が不可能となった場合は、評価結果が次点の提案者を優先交渉権者とする。

なお、契約金額は、企画提案時に提出された見積額を超えないこととする。ただし、協議により業務の追加等が生じた場合はこの限りではない。

1.3 失格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 信義に反する行為があった場合
- (4) その他選考に係る不正行為があった場合

1.4 その他

- (1) 企画提案書の作成費用、見積費用、交通費等、本プロポーザルへの参加に要する費用

は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案書の受領後、本市が必要と判断した場合には、補足資料の提出を求めることがある。

(4) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。

15 問合わせ先

〒939-1328 砺波市大辻501番地

砺波消防署警防係

TEL 0763-33-0119

FAX 0763-32-2081

メール fs-tonami@fire.tonami.toyama.jp